○国土交通省告示第八百五十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　21

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本建築板金協会

(三)　変更後の代表者の氏名　野溝　年成

(四)　変更年月日　令和七年五月二十一日

○国土交通省告示第八百五十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　06

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本トンネル専門工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　横山　英樹

(四)　変更年月日　令和七年五月二十六日

○国土交通省告示第八百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野迫

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県姶良市寺師字前平、字穴堀ノ谷、字池田、字大戸及び字長迫の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線、十六点と十七点を県道十三谷重富線の道路敷に沿って結んだ線、十七点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（鹿児島県姶良市寺師字前平一七六〇番一及び昭和三十一年建設省告示第千百三十三号で指定した北野迫川に掲げる土地の区域を除く。）

一点　北緯三一度四七分〇九秒〇八三一　東経一三〇度三五分五四秒八六〇八

二点　北緯三一度四七分〇九秒三四七七　東経一三〇度三五分五三秒五〇八二

三点　北緯三一度四七分〇八秒七六〇八　東経一三〇度三五分五二秒一〇二二

四点　北緯三一度四七分〇九秒四六九九　東経一三〇度三五分五〇秒三三〇八

五点　北緯三一度四七分一〇秒七四一九　東経一三〇度三五分四九秒一三三二

六点　北緯三一度四七分一四秒一三六八　東経一三〇度三五分四八秒八三六九

七点　北緯三一度四七分一六秒〇八八六　東経一三〇度三五分四七秒七九六八

八点　北緯三一度四七分一七秒八九五三　東経一三〇度三五分四七秒四〇八五

九点　北緯三一度四七分一九秒九八八五　東経一三〇度三五分四八秒〇三七六

十点　北緯三一度四七分二〇秒一二五四　東経一三〇度三五分四九秒〇八六六

十一点　北緯三一度四七分二二秒五四四八　東経一三〇度三五分四九秒八一九九

十二点　北緯三一度四七分二四秒六四八一　東経一三〇度三五分五一秒三〇二一

十三点　北緯三一度四七分二五秒二八四四　東経一三〇度三五分五三秒六四三〇

十四点　北緯三一度四七分二四秒〇八六八　東経一三〇度三五分五五秒九〇三六

十五点　北緯三一度四七分二三秒九一六六　東経一三〇度三五分五五秒七八六二

十六点　北緯三一度四七分二一秒九六九五　東経一三〇度三五分五三秒三二〇八

十七点　北緯三一度四七分二一秒四五九五　東経一三〇度三五分五三秒四九九二

十八点　北緯三一度四七分一秒七六二〇　東経一三〇度三五分五三秒八九八二

十九点　北緯三一度四七分一秒二〇一七　東経一三〇度三五分五四秒三一三三

二十点　北緯三一度四七分一〇秒六〇三七　東経一三〇度三五分五五秒二九八九

○国土交通省告示第八百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野迫

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十七年建設省告示第二千八百二十七号で指定した北野迫に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成十四年国土交通省告示第百五十八号で指定した同号七に掲げる土地の区域

○海上保安庁告示第二十三号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年九月三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　ＪＦＥスチール扇島第三号灯浮標

位置

所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約四・〇キロメートル）

北緯　三五―二八―一八

東経　一三九―四四―四六

変更した事項

名称　扇島第三号灯浮標

灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光

記事　川崎市港湾局管理

変更年月日　令和七年四月一日

名称　ＪＦＥスチール扇島第四号灯浮標

位置

所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約四・四キロメートル）

北緯　三五―二八―二五

東経　一三九―四五―〇一

変更した事項

名称　扇島第四号灯浮標

灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光

記事　川崎市港湾局管理

変更年月日　令和七年四月一日

名称　ＪＦＥスチール扇島第六号灯浮標

位置

所在地　京浜港川崎区（川崎東扇島防波堤西灯台の西北西方約七三〇メートル）

北緯　三五―二九―〇〇

東経　一三九―四四―三六

変更した事項

名称　扇島第六号灯浮標

灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光

記事　川崎市港湾局管理

変更年月日　令和七年四月一日

名称　鹿島港第一号灯浮標

位置

所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の北東方約二・六キロメートル）

北緯　三五―五八―〇七

東経　一四〇―四二―四九

変更した事項

変更年月日　令和七年四月二日

記事　消灯

名称　川奈埼灯台

位置

所在地　静岡県伊東市（川奈埼）

北緯　三四―五七―二〇

東経　一三九―〇八―四〇

変更した事項

光度　五三〇カンデラ

光達距離　八・〇海里

変更年月日　令和七年四月二日

記事　一時変更

名称　鴨居瀬港西防波堤灯台

位置

所在地　長崎県対馬市（鴨居瀬港西防波堤外端）

北緯　三四―一九―五八

東経　一二九―二三―〇一

変更した事項

灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光

変更年月日　令和七年四月二日

記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　対馬鼠島灯台

位置

所在地　長崎県対馬市（鼠島）

北緯　三四―一九―〇三

東経　一二九―一八―〇六